大野城市 市民公益活動促進プラットホーム 制度のあらまし

(市民公益活動に参加する市民向け編)



(2019年2月)

大野城市 地域創造部 コミュニティ文化課

大野城市市民公益活動促進プラットホーム制度のあらまし (市民公益活動に参加する市民向け編)

< 目 次 >

制度導入の背景 ・・・・・・・・・・・ 1
市民公益活動と市民公益活動団体 ・・・・・・・・・・・ 1
大野城市市民公益活動促進プラットホームとは ・・・・・・・・ 2
PFの導入のねらい · · · · · · 3
P F の設置と管理・運営 · · · · · · 4
PFに参加するには(登録から参加まで)····· 5
「市民」の皆さんがPFに参加する流れ ・・・・・・・・・ 5
仕組み①:総合ポータルサイト
仕組み②:ポイント制度"まどかぷらっと"8
まどかぷらっとの登録資格 ・・・・・・・・・・・8
まどかぷらっと参加者登録の方法 ・・・・・・・・・・・・・・ 9
まどかぶらっとパスポート ・・・・・・・・・・・・・ 10
まどかぷらっと登録者情報の変更等 ・・・・・・・・・・・ 10
まどかぶらっとポイントの対象となる活動 ・・・・・・・・・ 11
ポイント付与の対象者 ・・・・・・・・・・・・・・・ 12
ポイントの付与方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
ポイントの交換 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
PF関係様式と記入例 ······ 15 資料 ····· 21

<制度導入の背景>

- ・大野城市では、市民・団体・行政がそれぞれの強みを活かしたパートナーシップの まちづくりのもと、多くの市民が様々な市民公益活動を実践し、住みやすく活気の あるまちづくりに取組んでいます。
- ・しかし、実際の市民公益活動の現場では、参加者の固定化や高齢化、新たな担い手 の確保など様々な課題を抱えています。
- ・一方、市民アンケートの結果からは、市民公益活動に興味や意欲はあるが、情報が 得られない、参加する方法が分からないなどの理由で参加に至らない市民が多く存 在するという実態も明らかになりました。
- ・市では、これら市民公益活動が抱える課題の解決に向けて、市民公益活動の見える 化、参加促進、活動拡充などを図る目的で、市民共通で利用できる基盤となる仕組 み=「市民公益活動促進プラットホーム」(以下「PF」と表記します。)を構築し、 平成31年4月から運用を開始します。

<市民公益活動と市民公益活動団体>

○市民公益活動とは

- ・市民公益活動とは、「市民自らが自主的かつ自発的に行う非営利の活動で、公益の
 - 増進に寄与する活動」です。分かりやすく言い換えれば「市民が、お互いに支え合い、協力し合いながら、住みよい大野城市をつくるための活動」とも言えます。
- ・営利目的の活動、政治活動、宗教活動、特定の対象者の利益となる活動、自己研鑽を目的とした活動などは市民公益活動にあたりません。



○市民公益活動団体とは

・市民公益活動団体とは、「自治組織、NPO、ボランティア団体その他の団体で、 市内に活動拠点があり、市民公益活動を継続的に行っている非営利団体」です。



<大野城市市民公益活動促進プラットホームとは>

○PFとは

・PFは、市民公益活動の見える化、活動への参加促進 や活性化を実現することを目的として、市民公益活動 を行う団体や参加する市民が"共通"で利用する「基盤 となる仕組み=プラットホーム」です。



○PFの三つの仕組み

PFには、柱となる「三つの仕組み」を設けます。

【仕組み①】⇒「総合ポータルサイト」

市民公益活動に関する情報をまとめて提供する"情報の入り口"となるもので、情報を知る・知らせることで、市民と活動団体をつなぐ仕組みです。

【仕組み②】⇒ポイント制度「まどかぷらっと」

市民公益活動に参加するとポイントがもらえる制度で、活動参加のきっかけづくりとやりがいを応援する仕組みです。

【仕組み③】⇒「プラットホーム連絡会議」

市民公益活動団体同士の連携・交流の場となるもので、活動団体同士が、つながり共に成長する仕組みです。

・PFでは、これら三つの仕組みを連携して運用することで、「公益活動の好循環」 を生み出すことを目指します。



<PFの導入のねらい>

①公益活動の見える化を図る

・「総合ポータルサイト」の開設で、市民公益活動や市民公益活動団体の紹介、活動 内容を知りたい市民への情報提供、市民と市民公益活動団体双方のニーズのマッチ ング、市民公益活動団体相互の情報交換などが可能となり、「市民公益活動全体の 見える化」を図ることができます。

②公益活動への参加促進と活性化を図る

- ・ポイント付与制度「まどかぷらっと」の導入で、市民公益活動への参加のきっかけをつくり、活動を支える新たな人材の確保など市民公益活動への参加促進につなげることができます。
- ・すでに市民公益活動を実践している人には、これまでの活動に付加価値を付けることや、やりがいの創出につながり、市民公益活動のさらなる活性化が期待できます。

③活動団体間の相互連携の強化を図る

・市、PF運営管理者、市民公益活動団体の三者で構成する「市民公益活動促進プラットホーム連絡会議」の設置で、市民公益活動に係る情報共有や、活動団体同士がつながり共に成長していくための相互連携の強化、さらにはPF全体の運営状況を検証し、改善につなげる仕組みとして活用することができます。

④青少年期からの意識醸成を図る

・ポイント制度「まどかぷらっと」の登録対象を小学生以上とすることで、親子参加による参加者の裾野の拡大、地域における世代間交流の活性化、学校と地域の連携強化、さらには青少年期からごく自然に公益活動に関わる意識づくりを進めることができ、将来の担い手育成にもつなげることができます。

⑤ソーシャル・キャピタルの充実を図る

- 市民公益活動とソーシャル・キャピタル*は、互いに高め合う関係にあります。
- ・PFの効果的な運用で、防犯や福祉、見守りなどの市民公益活動がさらに活発になれば、地域での交流やご近所つきあいなどが深まり、大野城市のソーシャル・キャピタルが質・量の両面からより豊かになっていくことが期待できます。
 - ※ソーシャル・キャピタルとは、信頼、つきあいや交流、社会参加などを要素とした社会関係資本のこと。

<PFの設置と管理・運営>

○PFの設置

・PFは、大野城市が設置します。市は、設置者として基本的な責任を担うとともに 主導的な立場から運営に関わります。

○PFの管理運営

- ・PFの管理運営では、市民の受入を行う活動団体との協議、調整や活動する市民の 登録、管理などでスピード感や柔軟な対応が求められます。
- ・また、市民や活動団体などと緊密な関係性を保つ意味から、より地域や市民に近い ところで事業を所管することが、制度の効果的な運用に有効です。
- ・大野城市では、市内4つのコミュニティセンター内に、共働のまちづくりの中間支援組織として「パートナーシップ活動支援センター」を設置し、指定管理者として NPO 法人共働のまち大野城が運営を行っています。
- ・P F の管理運営 (取扱い窓口) は、大野城市の特徴であるこれらの仕組みを活かし、コミュニティセンター (P S 活動支援センター) の指定管理者である NPO 法人共働のまち大野城が行います。



<PFに参加するには(登録から参加まで)>

・市民公益活動に参加したいと思っている市民の方や、すでに市民公益活動に参加されている市民の方が、PFに参加するには、まどかぶらっとの参加者登録が必要です。ここでは、参加者登録から公益活動参加までの大まかな流れを説明します。

「市民」の皆さんがPFに参加する流れ

【参加者登録ができる人】

- ・公益活動に参加したいと思っている人や、既に公益活動に参加している人で、小学生以上の人なら誰でも参加できます。
 - ※18 歳未満の方の登録には、保護者の承認が必要です。

【参加の流れ】

	①「まどかぷらっと」に参加者登録を行います。
	※詳細は、P9 の「まどかぷらっと参加者登録の方法」をご覧ください。
	②登録者証「まどかぶらっとパスポート」(略称:まどぶらパス)を受け
事前の準備	取ります。
(参加者登録)	※詳細は、P10の「まどかぷらっとパスポート」をご覧ください。
	③総合ポータルサイトのお知らせや検索機能を使って、市民公益活動の

- ③総合ポータルサイトのお知らせや検索機能を使って、市民公益活動の 情報や、参加してみたい活動の情報を入手します。
 - ※詳細は、P6 の「仕組み①:総合ポータルサイト」をご覧ください。

活動の当日

- ④参加する市民公益活動の実施日に、「まどぷらパス」を持って、活動に 参加します。
- ⑤活動の現場に備え付けられている P F 専用のタブレット端末に「まどぷらパス」の Q R コードをかざすとポイントが付与されます。
 - ※詳細は、P13の「ポイントの付与方法」をご覧ください。

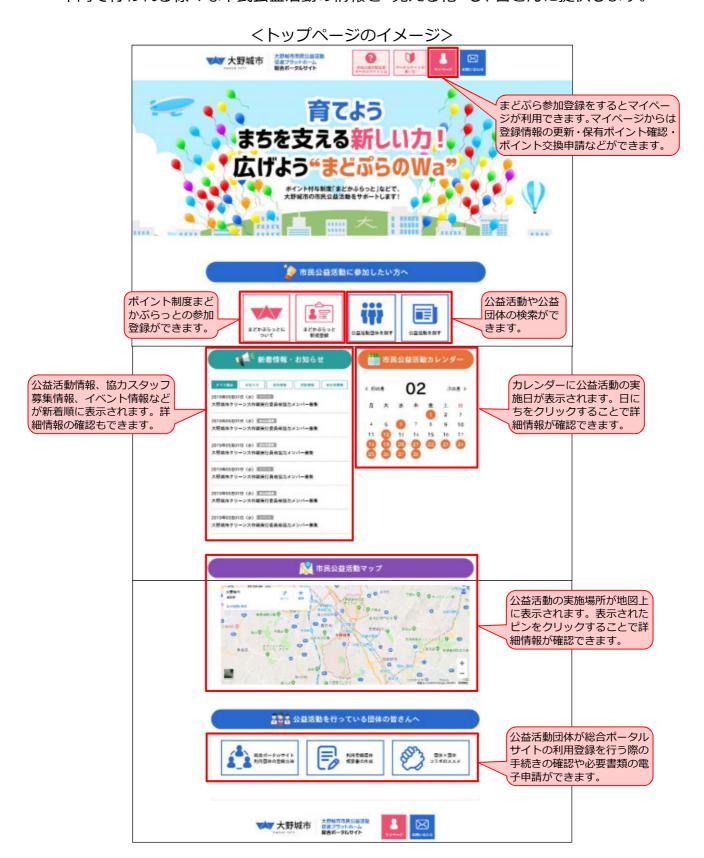
<市民公益活動に参加>

活動参加後

- ⑥総合ポータルサイトのマイページから、ご自身の活動履歴やポイント 獲得数を確認することができます。
- ⑦マイページからは、貯まったポイントを交換メニューと交換する申請 手続きもできます。
 - ※詳細は、P13の「ポイントの交換」をご覧ください。

<仕組み①:総合ポータルサイト>

- ・総合ポータルサイトは、インターネットを利用した「知らせる・知る・つなぐ仕組 み」として開設するものです。
- ・市内で行われる様々な市民公益活動の情報を"見える化"し、皆さんに提供します。



市民の皆さんが総合ポータルサイトを使って出来ること

- ●市内で行われている市民公益活動や、団体の情報をまとめて見ることができ、いつでも簡単に必要な情報を得ることができます。
- ●関心や興味がある市民公益活動があった場合は、問い合わせ先や参加に必要な手続きなどを確認できます。
- ●市民公益活動に関する情報がいつでも入手できることから、自分の余暇時間にあ わせて活動に参加するなど、手軽に活動に参加できます。
- ●ポイント制度「まどかぷらっと」の参加登録手続きができます。
- ●まどかぶらっとの参加登録が完了するとマイページが利用できます。マイページ からは、登録情報の更新、自分の活動経歴や保有ポイントの確認、ポイント交換 の申請などができます。
- ●希望される方は、市民公益活動に関する情報をメールで受け取ることができます。

○インターネットが利用できない方などへの対応

- ・多くの方が利用しやすく、効率的な運用を図るため、総合ポータルサイトも含め P F の主な仕組みは、インターネットや I C T を活用したものとなっています。
- ・市民公益活動を行う団体や市民の中には、インターネットが使えない、パソコンが 苦手な方もおられます。その様な団体や市民の方にも、PFの制度を利用していだ けるようサポート体制を整えることとしています。

<サポート体制の具体例>

○PF制度に関する冊子をコミュニティセンター、市役所、公民館等の公共施設に設置 ○コミュニティセンター窓口でのPF制度に関する説明、登録支援 ○コミュニティセンター窓口での活動団体や活動情報の閲覧、相談窓口の設置 ○市役所コールセンターでの問い合わせ対応など

<仕組み②:ポイント制度"まどかぷらっと">

○ポイント制度「まどかぷらっと」とは

- ・「まどかぶらっと」は、市民公益活動への参加促進と、活動の活性化を実現することを目的に、市民公益活動に参加した人にポイントを付与する仕組みです。
- ・市民公益活動の新たな担い手の発掘、既に活動に取り組んでいる人のやりがいの創出、幅広い世代への働きかけ等につなげることがねらいです。

○愛称について

・「まどかぶらっと(略称:まどぶら)」という愛称は、大野城市の特徴を表わす「まどか」という言葉と「プラットホーム」を組み合わせた造語で「活動に気軽に"ぷらっと"参加してもらう」という願いを込めています。この愛称が、市民の間で飛び交い、多くの市民が参加する親しみやすい身近な制度として成長していくことを目指します。

○まどかぷらっとロゴマーク

・デザイン意図:四つの輪は、本市の特徴である円(まどか) と四つのコミュニティを表わし、四つのコミュニティを基盤(プラットホーム)として公益活動の好循環を生みだす という市民公益活動促進プラットホームの趣旨をデザイン 化したものです。



まどかぷらっとの登録資格

- ・「まどかぶらっと」に参加登録ができるのは、「公益活動に参加する意思のある小学 生以上」の人です。
- ・学童期から公益活動に参加することで、社会貢献意識の醸成や、親子での参加による活動の広がりなどが期待できることから登録資格を「小学生以上」としました。
 - ※18 歳未満の方の登録には、保護者の承認が必要です。
- ・市内で行われている市民公益活動には、大野城市民でない方 も参加されています。市内で行われる公益活動に参加する方 であれば、市外住民の方も登録することができます。



まどかぷらっと参加者登録の方法

- ・「まどかぷらっと」の参加者登録は、以下の三つの方法から登録者が自分に合った 登録方法を選択して行うことができます。
 - ※18 歳未満の人の登録は、保護者の同意確認が必要なため、コミュニティセンター窓口のみでの登録としています。
- ・登録に際しては、「市民公益活動促進プラットホーム管理運営要綱」の内容確認が 必要です。

	おススメ	T	1
登録方法	①まどかぷらっと専用アプリを ダウンロードして登録する方法	②総合ポータルサイト から登録する方法	③コミュニティセンター の窓口で登録する方法
登録の流れ	①App Store (iOS 端末) または Play ストア (Android 端末)から「ま どぷらアプリ」をダウン ロードしインストール ②画面にしたがって必要な 参加者情報を登録 ③登録が完了すると登録者 ID、初期パスワード、 QRコード(電子まどぷらパス)が付与 ④登録完了	①インターネットブラウザ から「大野城市市民公社 活動促進総合ポータルサイト」を開く ②ポータルサイトの「まど かりったがって 必要な かりゅん できる から できる できる はい できる いっと できる いっと できる いっと できる いっと できる いっと	①最寄りのコミュニティセンターの取扱窓口へ ②備え付けの「まどかぷらっと参加登録申請書」に必要事項を記入し窓口に提出 ③窓口担当者が申請書の記載内容を確認し登録 4登録が完了すると登録者ID、初期パスワード、QRコードが付与 ⑤「まどぷらパス」を申請者に交付 ⑥登録完了
備考	・iOS または Android に対応した端末(スマートフォン)が必要・アプリの登録・運用等に必要な通信料は登録者の負担・参加者登録が完了した人(18 歳未満の人も含む)が、登録後に「まどぷらアプリ」をインストールして使用することは可能	 後日、コミュニティセンター取扱窓口でまどぷらパスの受取りが必要 ・まどぷらパスの受取り前に公益活動に参加する場合は、自宅のプリンタ等を使って仮のまどぷらパスが印刷可能 ・総合ポータルサイトからの登録には、登録者自身のメールアドレスが必要 	・参加登録申請書には、氏名、住所、生年月日、性別、連絡先電話番号、E-Mail アドレスの記載が必要・18 歳未満の方の登録には、登録申請書の保護者承認欄に保護者の方の署名が必要

まどかぷらっとパスポート

・まどかぶらっとの参加者登録が完了すると、登録者証として「まどかぶらっとパス ポート」(略称:まどぶらパス)が登録者に交付されます。





(表面)

(裏面)

・自身のスマートフォンに「まどぷらアプリ」をインストールして登録された方は、 スマートフォンが「電子まどぷらパス」になります。スマートフォンがあればカー ド式のまどぷらパスを持ち歩く必要がありません。

まどかぷらっと登録者情報の変更等

○登録者情報の変更

- ・登録者情報に変更が生じた場合は、以下のいずれかの方法で、速やかに変更内容を 届け出てください。
 - ① 大野城市まどかぶらっと参加登録変更届をコミュニティセンター取扱窓口に提出する方法
 - ② 総合ポータルサイトの登録者マイページから変更を行う方法
 - ③ まどぷらアプリから変更を行う方法

○登録者の抹消(退会)

- ・登録者がまどかぷらっとの登録の抹消(退会)を希望する場合は、以下のいずれか の方法で届出を行ってください。
 - ① 大野城市まどかぶらっと参加登録抹消届をコミュニティセンター取扱窓口に提出する方法
 - ② 総合ポータルサイトの登録者マイページから登録抹消を行う方法
 - ③ まどぷらアプリから登録抹消を行う方法

○登録者の取消し

- ・登録者が、次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことがあります。
 - ① 登録者と連絡が取れないとき、または登録者が市民公益活動への参加を1年以上行っていないとき
 - ② まどかぶらっとの運用に関して、PF 運営管理者からの指示に従わなかったとき
 - ③ その他不正な行為があったと PF 運営管理者が認めたとき

まどかぷらっとポイントの対象となる活動

- ・ポイント付与の対象となる活動(以下「対象活動」と表記)は、次のいずれにも該当する活動になります。
 - ① 総合ポータルサイト利用登録団体が行う市民公益活動で、総合ポータルサイト に登録された活動であること
 - ② 市民公益活動に参加する意思のある人なら誰でも参加できる活動であること
 - ③ 必要最低限の経費を除き、無償の活動であること
 - ※必要最低限の経費とは、金銭支給の実態が、支援・協力に対する交通費などの実費程度の支給 で、活動の対価に該当しないと判断される場合です。
 - ④ 活動の実態が確認できる活動であること

<ポイント付与対象活動の例>

活動分野	対 象 活 動	対象とならない活動
福祉・介護分野	・高齢者の居場所づくりや見守り活動 ・手話通訳や点字訳、朗読・音訳などの障がい者支援活動 ・介護予防や介護・認知症などの支援活動 など	
子ども分野	・子どもの居場所づくり(子ども食堂、学習支援等)活動 ・子ども会活動 ・青少年の居場所づくり活動 など	・営利目的、政治・宗教活動
安全・安心分野	・登下校時の見守り活動 ・地域の防災力を向上させる活動 ・青パト活動など地域防犯活動 など	特定の対象者の 利益となる活動個人の教養や技
環境分野	・河川や道路・公園などの清掃・環境美化活動 ・トラスト、生物保護などの環境保護活動 など	術の向上、自己 研鑽を目的とし た活動
コミュニティ分野	・区やコミュニティなどが行うまちづくり活動・まどかれくスポ祭・運動会などのスポーツ活動・地域の貸出文庫や読み聞かせ活動 など	・個人で行う見守り、パトロール、清掃美化活動
教育・生涯学習・文化分野	・放課後の子ども対策事業の活動・文化財の保護・普及活用の活動・児童生徒を対象とした教育支援活動 など	特定の団体に限定したスポーツ大会等の活動
人権·男女共 同参画分野	・人権擁護のための活動 ・男女共同参画推進のための活動 など	
国際交流分野	・国際交流・異文化交流・相互理解の促進の活動 など	

[※]実際に対象活動となるかは、個別の活動内容で判断されるため、この表に記載しているすべての活動が対象となるものではありません。

ポイント付与の対象者

- ・ポイント付与の対象となる人は、まどかぷらっとに参加者登録し、対象活動に参加 する次の人が対象になります。
 - ① 対象活動を主催する登録団体に所属する人のうち、ポイント対象活動の実施・ 運営に直接関わる運営スタッフや世話役などの人
 - ※登録団体に雇用され、報酬、給与等の対価の支払を受けている人は除きます。
 - ② ①以外の人で、ポイント対象活動の実施・運営に直接関わる支援者や協力者などの人
 - ※運動会や祭りなどのイベント参加者や来場者など、ポイント対象活動の実施・運営に直接関わらない一般の参加者は、ポイント付与の対象にはなりません。

<活動別のポイント付与対象者の例>

分		ポイント付与対象者 市民公益活動の例 運営ス 協者・ 一般			ポイント付与対象	
分野	市民公益活動の例		協力者・ 支援者	一般 参加者	とならない人	
	高齢者の居場所づくり活動	0	0	×		
福祉介護分野	手話や朗読などの講習会、点字や朗読図 書の作成	0	0	×		
護 分	地域の介護予防教室、認知症カフェ	0	0	×		
野	子どもの居場所づくり (子ども食堂、学 習支援) 活動	0	0	×		
	クリーンシティおおのじょう	0	0	0	・活動を主催する団体 から報酬、給与等の	
防災	御笠川・牛頸川・平野川フェスタ	0	0	0	対価の支払を受けて いる人	
防犯・環境分野	花植えや森林保全などの環境保護活動	0	0	0	・夏祭り、運動会、ス	
境分野	自主防災組織主催の防災訓練	0	0	0	ポーツ・レクリエー ション大会などのイ	
	地域防犯パトロール	0	0	0	ベントの一般参加者 ・自己研鑽のための活	
コミ分野	自治組織が行うまちづくりのための活 動	0	0	×	動の参加者など	
里沙	地域の貸出文庫や読み聞かせ事業	0	0	×		
教	放課後の子ども対策事業	0	0	×		
教育分	まどかれくスポ祭	0	0	×		
野	文化財の普及活用事業	0	0	×		

[※]この表は例示であり、実際にポイント付与の対象となるかは、個別の活動の内容と参加の関わり 方で判断されます。

ポイントの付与方法

○付与されるポイント

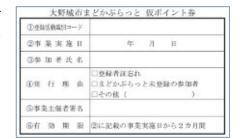
- ・まどかぷらっとで付与されるポイント(まどぷらポイント)は、活動参加の対価ではありません。あくまで活動参加のきっかけや励みにつなげ、活動の活性化を後押しするものです。
- ・この趣旨から、まどぷらポイントは、活動時間の長短に関係なく、個別の活動の区 切りを1回として、「1ポイント」が付与されます。

○ポイントの付与方法

・まどぷらポイントは、市民公益活動の現場に備え付けられているタブレット型の P F 専用端末のカメラ機能を使って、まどぷらパスの Q R コードを読み取ることで付与されます。

○仮ポイント券

・市民公益活動に参加した登録者がまどぷらパスを忘れた場合や、まどかぷらっと未登録の参加者が参加した場合など、QRコード読取りでのポイント付与ができない場合は、主催団体が紙の仮ポイント券を参加者に交付します。



・仮ポイント券は、所定の期日までに、最寄りのコミュニティセンター窓口に、まどぷらカードと一緒に提出していただくことで、ポイントが付与されます。

※仮ポイント券の有効期限は、発行の対象となった活動の実施日から2ヶ月です。

ポイントの交換

○ポイント交換メニュー

・市民公益活動に参加して付与されたポイントは、ポイント数に応じて品物等と交換 することができます。

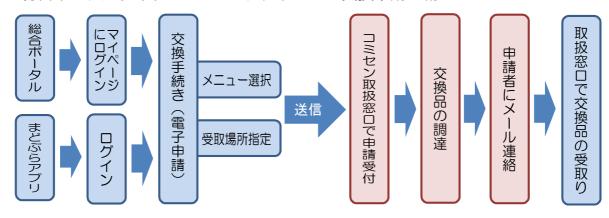
交換メニュー	メ ニ ュ ー の 内 容
特産品・推奨品、オリジナル グッズ等の交換メニュー	特産品・推奨品、大野ジョーグッズ、心のふるさと館ミュージアムグッズ、市指定ごみ袋(家庭用)など
市内公共施設で使える・クー ポン券等の交換メニュー	公共施設利用料クーポン券、心のふるさと館ここふるショップクーポン券、コミュニティバスまどか号回数券、大野 城市商工会商品券など
善意の循環が生まれる寄附 メニュー	市民公益活動団体への寄附、PF 運営事業への寄附
「体験」を提供するメニュー	心のふるさと館ガイドツアー、まどかぴあバックステージ ツアー、大野城トレイルを歩くガイドツアーなど

※メニューごとの必要ポイント数などを記載したメニュー一覧表は、総合ポータルサイトで確認できます。なお、18 歳未満の方のポイント交換には、保護者の承認が必要です。

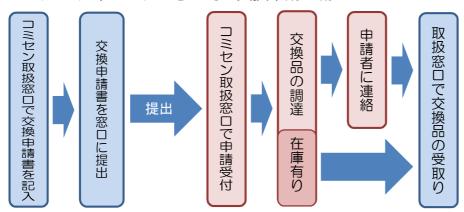
○ポイント交換の方法

- ・ポイント交換は、総合ポータルサイトのマイページや、まどぷらアプリから、また はコミュニティセンター取扱窓口で交換申請ができます。
 - ※18 歳未満の方の交換申請は、コミュニティセンター取扱窓口のみとなります。

く総合ポータルサイト・まどぷらアプリからの交換申請の流れ>



<コミュニティセンター窓口での交換申請の流れ>



- ※交換申請した物品の受取りは、申請日から2ヶ月以内としています。
- ※交換品の受取りは、原則、窓口での受取りですが、別途、設定した郵送ポイントを負担すれば 郵送での受取りも可能としています。食品や割れ物類など一部の物品は、郵送での受取りはで きません。

○ポイントの有効期限

・付与されたポイントの有効期限は、最後にポイントが付与された日から1年です。 有効期限までに利用されなかったポイントは失効します。

PF関係様式と記入例

●大野城市市民公益活動促進プラットホーム管理運営要綱関係様式

様式第6号 大野城市まどかぷらっと参加登録申請書

様式第7号 大野城市まどかぷらっと参加登録変更届

様式第8号 大野城市まどかぶらっと参加登録抹消届

様式第9号 大野城市まどかぷらっと 仮ポイント券

様式第10号 大野城市まどかぶらっとポイント交換申請書

●大野城市市民公益活動促進プラットホーム管理運営要綱関係様式

様式第6号(第21条関係)

大野城市まどかぶらっと参加登録申請書

プラットホーム運営管理者 様

大野城市まどかぷらっとに参加者登録をしたいので、大野城市市民公益活動促進プラットホーム管理運営要綱(平成30年要綱第37号。以下「要綱」という。)第21条により、下記のとおり申請します。

記

	申 請	日	●●年 ●月 ●日 ー 申請書の提出日を記載	
	ふり	がな	じょう まどか	
	氏	名	城 まどか	
申請	住	所	〒816-0000 大野城市瓦田●丁目●番●号	
者	生 年	月日	1995年 1 月 1 日 性別 男性 ・ 女性	
	連絡先電		自宅 092-098-7654 携帯 090-0000-0000	
	E-Mail 7	アドレス	madokacyan@ne.jp	

※申請者が満18歳未満の場合の連絡先電話番号は、保護者の連絡先を記入してください。

1. 確認事項 (確認のうえ、□にチェックを入れてください。)

☑ 要綱に同意します。 ← 要綱の内容を確認の上、チェック

申請者が 18 歳未満の場合は、保護者の方の同意が必要です。 保護者の方が氏名を自署し、申請者との続柄を記入してください。

【保護者同意欄】※申請者が満18歳未満の場合にのみ記入してください。				
上記申請者が大野城市まどかぷらっとに登録することに同意します。				
<u>保護者署名</u>	<u>続柄</u>			

様式第7号(第24条関係)

■ まどかぷらっとの参加登録情報に変更が生じた場合はこの届出書を 提出してください。変更は、総合ポータルサイトのマイページから、または専用アプリ から行うこともできます。

大野城市まどかぷらっと参加登録変更届

プラットホーム運営管理者 様

申請日			●●年 ●月 ●日
登録者ID		f I D	•••••
申	ふり	がな	じょう まどか
請	氏	名	城 まどか
者	住	所	〒816-0000 大野城市瓦田●丁目●番●号

大野城市まどかぷらっと参加者登録内容に変更が生じましたので、大野城市市民公益活動促進プラットホーム管理運営要綱(平成30年要綱第37号)第24条により、下記のとおり届け出ます。

記

変更する項目の変更前・変更後・変更理由を記載

項	目	変更前	変更後	変更理由	
氏	名	城 まどか	大野城 まどか	結婚のため	
住	所	〒816-0000 大野城市瓦田●丁目 ●番●号	〒816-0000 大野城市下大利●丁 目●番●号	転居	
連絡先	自宅	092-098-7654	_	転居先は固定電話なし	
電話番号	携帯				
E-Mail	アドレス				

様式第8号(第25条関係)

▼ まどかぷらっとの参加登録の抹消を希望する場合は、この届出書を提出してください。

大野城市まどかぷらっと参加登録抹消届

プラットホーム運営管理者 様

申請日			●●年 ●月 ●日
登録者ID		f I D	•••••
申	ふり	がな	じょう まどか
請	氏	名	城 まどか
者	住	所	〒816-0000 大野城市瓦田●丁目●番●号

大野城市まどかぷらっと参加者登録の抹消について、大野城市市民公益活動促進プラットホーム管理運営要綱(平成30年要綱第37号)第25条により、下記のとおり届け出ます。

記

登録を抹消する理由

県外転出に伴い活動を継続できなくなったため。

参加者登録を抹消する理由を記載

様式第9号(第31条関係)

◆ 登録者証(まどぷらパス)を忘れて活動に参加した場合や多くの人が参加する活動などで専用タブレット端末でのポイント付与ができない場合は、この仮ポイント券が発行されます。

大野城市まどかぷらっと 仮ポイント券

①識別コード・活動名	●●●●●● 大野城クリーンアップ大作戦
②活動実施日	2019年 7月 1日
③参加者氏名	(参加者が記入)
④発 行 理 由	✓登録者証忘れ□まどかぷらっと未登録の参加者□その他()
⑤活 動 主 催 者 名	まちづくり大野城市民の会
⑥有 効 期 限	②に記載の事業実施日から2カ月間

付与済確認欄

※活動主催者が太枠内の必要事項を記入し、希望する参加者に交付してください。

(様式第9号裏面)

【注意事項】

- ※この仮ポイント券を表面に記載の有効期限内に各コミュニティセンター内の所定の窓口に提示し、 ポイント付与を受けてください。
- ※有効期限を過ぎた仮ポイント券のポイント付与はできません。
- ※ポイント付与の際は、まどかぶらっとの登録者証(まどかぶらっとパスポート)を必ず持参してください。
- ※登録者証をお持ちでない方は、先にまどかぷらっとの参加者登録を行ってください。参加者登録は、 各コミュニティセンター内の窓口で手続きできます。また、総合ポータルまたはまどかぷらっと専 用アプリからも登録ができます。
- ※この仮ポイント券は、参加者本人のみ有効です。本人以外の人に譲渡することはできません。

様式第10号(第32条関係)

■ コミュニティセンター窓口でポイント交換を申請する場合は、この申請書を提出してください。交換申請は、総合ポータルサイトのマイページから、または専用アプリから行うこともできます。

大野城市まどかぷらっとポイント交換申請書

まどかぶらっと運営管理者 様

	申請	日	●●年 ●月 ●日	
	登録者ID		•••••	
申	ふり	がな	じょう まどか	
請	氏	名	城 まどか	
者	住	所	〒816-0000 大野城市瓦田●丁目●	番●号

大野城市まどかぶらっとのポイントを交換したいので、大野城市市民公益活動促進プラットホーム管理運営要綱(平成30年要綱第37号)第32条第3項により、下記のとおり申請します。

一枚の申請書で最大3種類まで交換申請することができます。

	I	ヨナルナポノント米	30 ポイント				
	<u>, </u>	現在保有ポイント数					
			☑ A.特産品やクーポン券との交換				
		希望交換メニュー	□ B.体験型メニューとの交換				
			□ C.ポイント寄附				
	(1)	交換物品等の名称及び口数	大野ジョーグッズ ストラップ 口数 1口				
		Aの場合の受取方法	☑窓口受取り(南コミ・中央コシ・東コミ・北コミ) □郵送受取り				
		Cの場合の寄附団体名					
		必要ポイント数	交換 Pt 10 Pt 郵送 Pt Pt				
ポ			✓ A.特産品やクーポン券との交換				
イ		希望交換メニュー	□ B.体験型メニューとの交換				
ト			□ C.ポイント寄附				
交		交換物品等の名称及び口数	市指定もえるごみ袋(大) 口数 2口				
交換申	2		☑窓口受取り(南コミ・中央コミ・東コミ・北コミ)				
申		Aの場合の受取方法	□郵送受取り				
請内		Cの場合の寄附団体名					
容		必要ポイント数	交換 Pt 18 Pt 郵送 Pt Pt				
			□ A.特産品やクーポン券との交換				
		希望交換メニュー	□ B.体験型メニューとの交換				
			□ C.ポイント寄附				
		交換物品等の名称及び口数	口数 口				
	3	Aの場合の受取方法	□窓口受取り (南コミ・中央コミ・東コミ・北コミ)				
			□郵送受取り				
		Cの場合の実践団体タ					
			満の場合は、保護者の方の同意が必要です。名を自署し、申請者との続柄を記入してください。				

【保護者同意欄】※申請者が満18歳未満の場合にのみ記入してください。

上記申請者が大野城市まどかぷらっとのポイント交換を申請することに同意します。

保護者署名 続柄 続柄

資 料

●大野城市市民公益活動促進プラットホーム管理運営要綱(抜粋)

平成 30 年 8 月 1 日 要綱第 37 号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野城市が市民公益活動への市民の参加促進、市民公益活動の活性化並びに市 民公益活動団体の連携及び共働の促進を図ることを目的に設置する大野城市市民公益活動促進プ ラットホーム(以下「プラットホーム」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとす る。

(定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語は、大野城市コミュニティ条例(平成30年条例第2号)に おいて使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 市民公益活動 大野城市内(以下「市内」という。)において、市民が自らの責任に基づき、 自主的かつ自発的に行う活動であって、公益の増進に寄与する活動をいう。ただし、次に掲げる 活動を除く。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。)若しくは公職にある者又は 政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 - (2) 市民公益活動団体 自治組織、NPO、ボランティア団体その他の団体であって、市内に活動拠点があり、市民公益活動を継続的に行っている非営利団体をいう。

(プラットホーム)

- 第3条 市長は、大野城市市民公益活動促進総合ポータルサイト(以下「総合ポータル」という。)、 ポイント付与制度まどかぷらっと(以下「まどかぷらっと」という。)及び大野城市市民公益活動 促進プラットホーム連絡会議(以下「連絡会議」という。)で構成するプラットホームを設置する。
- 2 プラットホームは、総合ポータル、まどかぷらっと及び連絡会議が連携することにより市民公益 活動の好循環を生みだすことを目指すものとする。

(管理運営)

- 第4条 プラットホームの管理運営 (コンピュータシステムの保守に関するものを除く。) は、コミュニティセンターの管理を行う指定管理者 (大野城市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 (平成30年条例第3号。以下「設置条例」という。) 第10条の規定によりコミュニティセンターの管理を行う指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。) が行うものとする。 (運営管理者)
- 第5条 指定管理者は、プラットホームの管理運営を行うために、プラットホーム運営管理者(以下「運営管理者」という。)を置かなければならない。
- 2 運営管理者は、指定管理者が行う業務(設置条例第14条に規定する業務をいう。)の監督又は管理の地位にある者をもって充てる。
- 3 運営管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 総合ポータルに掲載する情報の管理に関すること。
 - (2) 総合ポータルの利用団体の管理に関すること。
 - (3) まどかぷらっとの登録に関すること。
 - (4) まどかぷらっとの対象活動の管理に関すること。
 - (5) 連絡会議に関すること。
 - (6) その他プラットホームの管理運営に関すること。

第2章 総合ポータル

(総合ポータル)

第6条 市長は、インターネットを活用し、市民公益活動に関する情報を集約し、及び一元的に提供する仕組みを構築することにより、市民公益活動全体の見える化を実現することを目的として、総合ポータルを設置する。

(禁止行為)

- 第 18 条 総合ポータルを利用する者は、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。
 - (1) 公序良俗に反すること。
 - (2) 法令等に反すること。
 - (3) 第三者の著作権、肖像権等を侵害することその他第三者に不利益を与えること。
 - (4) 総合ポータルの運営を妨害すること。
 - (5) 営利を目的とすること。
 - (6) その他運営管理者が不適切と認めたこと。

第3章 まどかぷらっと

(まどかぷらっと)

- 第19条 市長は、市民公益活動における新たな担い手の発掘、やりがいの創出、幅広い世代への働きかけ等につながる仕組みを構築することにより、市民公益活動への参加促進及び活動の活性化を実現することを目的として、まどかぶらっとを設置する。
- 2 まどかぷらっとは、参加者として登録した市民等が対象となる活動(第27条に規定する活動をいう。)を行った場合にポイントを付与する制度とする。

(登録者の要件)

第20条 まどかぶらっとに参加者として登録できる者は、小学生以上のもので、市民公益活動に自ら参加する意思があるものとする。この場合において、満18歳未満の者が登録を行おうとするときは、保護者の承認を受けなければならない。

(参加者の登録)

- 第21条 まどかぷらっとに参加者として登録を希望する者(以下「申請者」という。)は、大野城市 まどかぷらっと参加登録申請書(様式第6号)を運営管理者に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、申請者は、総合ポータル又はスマートフォン用専用アプリケーション (以下「まどぷらアプリ」という。)によりまどかぷらっとに参加者として登録を行うことができ る。ただし、満 18 歳未満の者を除く。
- 3 前2項の規定により登録を行った者(以下「登録者」という。)は、自己の責任において活動に 参加するものとし、当該活動中に生じた損害について、市長及び指定管理者は、その責任を負わない。

(登録者 I D等)

- 第22条 運営管理者は、登録者に対し、登録者ID、2次元コード及びパスワード(以下「登録者ID等」という。)を設定し、及び付与するものとする。
- 2 登録者は、登録者 I D等を譲渡、売買等をしてはならない。
- 3 登録者は、登録者 I D等を自らの責任で適切に管理するとともに、不正な使用をしてはならない。
- 4 登録者は、登録者 I D等が第三者に使用されていることを知ったときは、直ちに運営管理者にその旨を届け出て、運営管理者の指示に従わなければならない。

(登録者証の交付)

- 第23条 運営管理者は、登録者に対して登録者証としてまどかぷらっとパスポート(以下「まどぷらパス」という。)を交付する。
- 2 管理運営者は、まどぷらアプリを使用する登録者に対して、電子的に作成したまどぷらパスを付 与する。
- 3 まどぷらパスは、登録者以外使用できないものとする。
- 4 登録者は、まどぷらパスを自らの責任で適切に管理するとともに、不正な使用をしてはならない。
- 5 登録者は、交付されたまどぷらパスが破損若しくは汚損により使用できなくなったとき、又は紛失したときは、速やかに運営管理者にその旨を届け出て、その指示に従わなければならない。

(登録者情報の変更)

- 第24条 登録者は、登録した内容に変更があるときは、速やかに大野城市まどかぷらっと参加登録 変更届(様式第7号)により運営管理者に届け出なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、登録した内容の変更について総合ポータル又はまどぷらア プリにより届出を行うことができる。

(まどかぷらっと登録の抹消)

- 第25条 まどかぷらっとの登録の抹消を希望する登録者は、大野城市まどかぷらっと参加登録抹消 届(様式第8号)を運営管理者に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、登録の抹消について総合ポータル又はまどぷらアプリにより届出を行うことができる。

(登録者の取消し)

- 第26条 運営管理者は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すこと ができる。
 - (1) 登録者から登録抹消の届出があったとき。
 - (2) 登録者と連絡が取れないとき、又は登録者が対象活動への参加を1年以上行っていないとき。
 - (3) まどかぷらっとの運用に関して、運営管理者からの指示に従わなかったとき。
 - (4) その他不正な行為があったと運営管理者が認めたとき。

(対象活動)

- 第27条 ポイント付与の対象となる活動(以下「対象活動」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 登録団体が行う市民公益活動で、次条第1項の規定により総合ポータルに登録された活動であること。
 - (2) 市民公益活動に参加する意思のある者が誰でも参加できる活動であること。
 - (3) 必要最低限の経費を除き、無償の活動であること。
 - (4) 活動の実態が確認できる活動であること。

<略>

(ポイント付与対象者)

- 第30条 ポイントの付与対象者は、対象活動を行う登録者のうち、次に掲げるものとする。
 - (1) 対象活動を主催する登録団体に所属する者のうち、当該対象活動の運営に直接関わるもの。 ただし、登録団体から報酬、給与等の対価の支払を受けている者を除く。
 - (2) 前号に規定する者以外の者で、一般的な参加者を除いた対象活動の運営に直接関わる支援者 又は協力者

(ポイントの付与)

- 第31条 登録団体は、前条各号に掲げる者に対し、一の対象活動への参加につき、1ポイントを付 与するものとする。
- 2 ポイントの付与は、登録者のまどぷらパスに記載された2次元コードを専用端末機器で読み取る方法により電子的に記録する。
- 3 対象活動を実施する登録団体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該参加者に対して大 野城市まどかぷらっと仮ポイント券(様式第9号)(以下「仮ポイント券」という。)を交付するも のとする。
 - (1) 登録者がまどぷらパスを忘れた場合
 - (2) まどかぷらっとに参加者として登録を希望し、かつ、登録していない場合
 - (3) その他やむを得ない事情により前項の方法によりポイントの付与ができない場合
- 4 前項の仮ポイント券のポイントへの反映は、当該参加者がまどぷらパスと仮ポイント券を指定管理者の取扱窓口に提示して行うものとする。ただし、仮ポイント券の発行の対象となった事業の実施日から2月以内にポイントへの反映が行われない場合は、当該仮ポイント券は効力を失うものとする。
- 5 登録者は、付与されたポイント及び仮ポイント券を他人に譲渡することはできない。 (ポイントの交換)
- 第32条 登録者は、付与されたポイントを、市長が別に定めるポイント数に応じた物品等と交換することができる。ただし、満18歳未満の者がポイントを交換するときは、保護者の承認を必要とする。
- 2 登録者は、指定管理者の取扱窓口、総合ポータル又はまどぷらアプリによりポイントの交換を申請するものとする。ただし、満 18 歳未満の者がポイントを交換するときは、指定管理者の取扱窓口で申請するものとする。
- 3 登録者は、取扱窓口でポイントを交換しようとするときは、大野城市まどかぷらっとポイント交換申請書(様式第10号)を運営管理者に提出しなければならない。
- 4 登録者は、交換を申請した日から2月以内に指定管理者の取扱窓口で物品等との交換を行うものとする。

(ポイントの有効期限)

- 第33条 付与されたポイントの有効期限は、ポイント付与の最終日から1年とする。
- 2 有効期限までに利用されなかったポイントは、失効するものとする。
- 3 市長及び指定管理者は、ポイントの失効に伴い発生する不利益及び損害について、その責任を負わないものとする。

第4章 連絡会議

<略>

第5章 雑則

(個人情報の取扱い)

- 第37条 市長は、プラットホームの運用に関し取得した個人情報について、大野城市個人情報保護 条例(平成17年条例第35号)の規定に基づき運用する。
- 2 指定管理者は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく漏らしてはならない。
- 3 指定管理者は、プラットホームの管理運営に当たり、個人情報の漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(業務報告の聴取等)

第38条 市長は、プラットホームの管理運営の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理運営の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。 (その他)

第39条 この要綱に定めるもののほか、プラットホームに関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定による申請団体、参加者及び対象活動の登録並びにこれらに関し必要な手続その 他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。 様式第1号(第8条関係) 様式第2号(第8条関係) 様式第3号(第9条関係) 様式第4号(第11条関係) 様式第5号(第12条関係)

様式第6号(第21条関係)

大野城市まどかぷらっと参加登録申請書

プラットホーム運営管理者 様

大野城市まどかぷらっとに参加者登録をしたいので、大野城市市民公益活動促進プラットホーム管理運営要綱(平成30年要綱第37号。以下「要綱」という。)第21条により、下記のとおり申請します。

記

	申 請	Ė	日		年	月	日					
	ş	りがれ	Ĺ		 			 	 			
	氏		名									
申請	住		所	₹								
者	生 年	月	日		年	月	日	性別	男性	•	女性	
	連絡先	電話	番号	自宅	-	-		携帯	-	-		
	E-Mai	1アド	`レス			@						

※申請者が満18歳未満の場合の連絡先電話番号は、保護者の連絡先を記入してください。

- 1. 確認事項 (確認のうえ、□にチェックを入れてください。)
 - □ 要綱に同意します。

【保護者同意欄】※申請者が満18歳未満の場合にのみ記入してください。

上記申請者が大野城市まどかぷらっとに登録	することに同意します。
保護者署名	続柄

様式第7号(第24条関係)

大野城市まどかぷらっと参加登録変更届

プラットホーム運営管理者 様

申請日				年	月	日	
	登録者ID						
申	ふりがな						
請	氏	名					
者	住	所	₹				

大野城市まどかぶらっと参加者登録内容に変更が生じましたので、大野城市市民公益活動促進プラットホーム管理運営要綱(平成30年要綱第37号)第24条により、下記のとおり届け出ます。

記

項	目	変更前	変更後	変更理由
氏	名			
住	所			
連絡先	自宅			
電 話 番 号	携帯			
E-Mail	アドレス			

大野城市まどかぷらっと参加登録抹消届

プラットホーム運営管理者 様

申請日				年	月	日	
	登録者ID						
申	ふりがな						
請	氏	名					
者	住	所	₹				

大野城市まどかぷらっと参加者登録の抹消について、大野城市市民公益活動促進プラットホーム管理運営要綱(平成30年要綱第37号)第25条により、下記のとおり届け出ます。

記

登録を抹消する理由

大野城市まどかぷらっと 仮ポイント券

①識別コード・活動名		
②活動実施日	年 月 日	
③参加者氏名		
④発 行 理 由	□登録者証忘れ □まどかぷらっと未登録の参加者 □その他()	
⑤活動主催者名		付与済確認欄
⑥有 効 期 限	②に記載の事業実施日から2カ月間	確 認 欄

※活動主催者が太枠内の必要事項を記入し、希望する参加者に交付してください。

(様式第9号裏面)

【注意事項】

- ※この仮ポイント券を表面に記載の有効期限内に各コミュニティセンター内の所定の窓口に提示し、 ポイント付与を受けてください。
- ※有効期限を過ぎた仮ポイント券のポイント付与はできません。
- ※ポイント付与の際は、まどかぶらっとの登録者証(まどかぶらっとパスポート)を必ず持参してください。
- ※登録者証をお持ちでない方は、先にまどかぷらっとの参加者登録を行ってください。参加者登録は、各コミュニティセンター内の窓口で手続きできます。また、総合ポータルまたはまどかぷらっと専用アプリからも登録ができます。
- ※この仮ポイント券は、参加者本人のみ有効です。本人以外の人に譲渡することはできません。

大野城市まどかぷらっとポイント交換申請書

まどかぷらっと運営管理者 様

申請日				年	月	日	
	登録者	皆ID					
申	ふり	がな					
請	氏	名					
者	住	所	₹				

大野城市まどかぷらっとのポイントを交換したいので、大野城市市民公益活動促進プラットホーム管理運営要綱(平成30年要綱第37号)第32条第3項により、下記のとおり申請します。

記

	Ę	見在保有ポイント数	ポー	イント			
		希望交換メニュー		¦やクーポン券との ⊍メニューとの交換 √ト寄附			
		交換物品等の名称及び口数				口数	口
		Aの場合の受取方法	□窓口受取り □郵送受取り)(南コミ・中央コミ)	・東コミ・	北コミ)	
		Cの場合の寄附団体名					
		必要ポイント数	交換 Pt	Pt	郵送 Pt		Pt
ポイント交		希望交換メニュー	· ·	Lやクーポン券との 型メニューとの交換 √ト寄附			
		交換物品等の名称及び口数				口数	口
交換申請内	2	Aの場合の受取方法	□窓口受取!□郵送受取!)(南コミ・中央コミ)	・東コミ・	北コミ)	
頑		Cの場合の寄附団体名					
容		必要ポイント数	交換 Pt	Pt	郵送 Pt		Pt
		希望交換メニュー		トやクーポン券との リメニューとの交換 ノト寄附			
		交換物品等の名称及び口数				口数	口
	3	Aの場合の受取方法	□窓口受取り □郵送受取り)(南コミ・中央コミ)	・東コミ・	北コミ)	
		Cの場合の寄附団体名					
		必要ポイント数	交換 Pt	Pt	郵送 Pt		Pt

【保護者同意欄】※申請者が満18歳未満の場合にのみ記入してください。

上記申請者が大野城市まどかぷらっとのポー	イント交換を申請することに同意します。
保護者署名	続柄

大野城市 市民公益活動促進プラットホーム 制度のあらまし (市民公益活動に参加する**市民向け編**)

> 2019年2月 大野城市役所 地域創造部 コミュニティ文化課